

より詳しい情報につきましては、下記
にご連絡下さい。

趙 雪岩 (ちょうせつげん)
外国法事務弁護士

(第二東京弁護士会所属)



T. 03-3218-5007

E. xueyan.zhao@sidley.com

1987年東北財経大学経済学部卒
1998年東京都立大学法学部修士過程修了

1998年東京都立大学法学部修士課程を修了後、日本の涉外法律事務所にて1年間外国法研究員として勤務。1999年中国帰国後、東北地区で日本企業向け専門涉外弁護士として活躍している。瀋陽、北京、上海、大連事務所の日本企業法務グループのリーダーとして日系投資企業に対する総合法律サービスの提供に尽力している。現地日本大手企業から絶大な信頼を受けると同時に、遼寧省、瀋陽市、大連市政府からも高い評価を受けており、2011年よりカウンセラーとして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業にて中国プラクティスの中心として幅広いサービスを展開している。日本語に堪能で日本語での法律相談をしている。

今後の中国法 UPDATE の配信のご希望、
配信停止に関しましては、
kebinuma@sidley.com までお知らせください。

中国法 UPDATE は、情報提供のみを目的として西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業により作成されており、法的な助言を構成するものではありません。この情報は、顧問弁護士がその顧客に法的助言の提供を意図して提供したものではありません。この情報を顧客の皆様が受取られることは、私共による法的助言の提供にはなりません。具体的な問題については、本情報に依拠されることなく、必ず専門家によるアドバイスを受けていただけますようお願いいたします。



西川 シドリーオースティン法律事務所 外国法共同事業

◆◆◆中国法UPDATE◆◆◆

2012年8月

Vol.4 「独占行為により引き起こった民事紛争案件審理の法律適用における若干問題に関する規定」について

一、立法背景

2012年5月8日に最高人民法院は中国の独占禁止審理分野における初めての司法解釈である「独占行為により引き起こった民事紛争案件審理の法律適用における若干問題に関する規定」を公布した。

中国の貿易量が増加する一方、企業実務において独占禁止法（以下「独禁法」という）の重要性がますます高まっている。独禁法が2008年に施行されて以来4年近く経過したが、中国全国の裁判所においてわずか61件の案件しか受理されておらず、しかも、その多くは原告敗訴という結果になっている。主な原因としては裁判所側及び当事者側のいずれにも十分な専門知識がなく、原告側による立証活動が極めて困難となっていることなどが挙げられている。

今回の司法解釈は民事訴訟の管轄、当事者の立証責任、専門家の出廷などについて新たに規定しており、独禁法に関する民事案件における司法実務状況が大きく改善されることが期待されている。

二、主な内容

1、訴訟管轄

独禁法に関する民事訴訟の管轄裁判所は、原則として省都、計画単列市にある中級裁判所および最高裁判所が指定・承認する基層裁判所であることが明示された。

独禁法関連の訴訟は専門性が高いため、できるだけ経験のある裁判所に集中させ、実効性のある裁判を実現させようという趣旨である。

2、審理の併合

複数の原告が同一の独占行為を原因として、管轄権を有する同一の裁判所にそれぞれ訴訟を提起した場合、裁判所は審理を併合

することができる。また、上記の原告らが管轄権を有する異なる裁判所にそれぞれ訴訟を提起した場合、後で立案（案件として裁判所内部で正式に扱い始めること）した裁判所は、先に立案した裁判所の状況を知った後7日以内に、案件を当該裁判所に移送しなければならない。

そして、移送を受けた裁判所は審理を併合することができる。被告は、答弁の段階で裁判所に対し、同一の行為を原因として他の裁判所に訴訟係属している関連情報を積極的に提供しなければならない。

審理の併合や移送に関する規定の実施に伴い、より効率的な審理が進められるといえる。

3、原告の立証責任の軽減

ご存知のように、中国では民事訴訟において主張側に立証責任があるということが一般的原則とされている。しかし、この原則を専門性の高い独占民事案件にもそのまま適用すると、原告の訴権実現にとって、公平性を欠く結果になるといわざるを得ない。今回の司法解釈では、独占民事案件の立証責任の分担についてさらに明確にしつつ、被告側の立証責任について注目すべき規定がおかれている。

司法解釈によれば、訴えの対象となった独占行為が独禁法第13条第1項第1号～第5号に規定している独占的協定に該当する場合、原告が協定の存在について立証責任を負う一方、競争を排除、制限する効果を有しないことについて、被告は立証責任を負うことになることとされた。すなわち、水平関係のカルテルに関する独占行為について、被告側がその主張についてうまく立証できない限り、敗訴になる可能性が高いと思われるのである。

原告側は依然として水平関係のカルテルそのものの存在について立証する必要があるが、その立証責任はかなり軽減されることも考えられる。なお、公用事業や独占経営資格を有する事業者による市場支配地位濫用のケースでは、裁判所は市場構成および競争状況による認定が可能なので、この場合にも原告の立証責任は軽くなるのではないかと。

4、専門家による出廷

案件審理を行う際に、当事者は裁判所に対し、1名または2名の専門家を出廷させ、案件関連の専門的な問題につき説明させることを申し立てることができ、さらに案件の専門的な問題につき専門機構または専門家に委託し、市場調査または経済分析の報告を提供させることもできる。独占民事案件審理の専門性の確保につながる司法上の措置だと思われる。

5、調査費用

裁判所は、独占行為の調査および制止のために原告が支出した合理的な出費を、原告の請求に基づき、損害賠償の対象として認定することができる。

6、訴訟時効の中断

原告が独占禁止執行機関に対して独占行為を告発したときは、訴え提起の時効(2年)はその告発の日から中断する。独占禁止執行機関が立件せず、案件を取り消し、または調査の終了を決定した場合、訴え提起の時効の期間は、原告がそれらの事実を知り、または知りうべかりし日から新たに計算する。独占禁止執行機関が調査を経て独占行為を構成すると認定した場合、訴え提起の時効の期間はその処分決定の法的効果の発生を原告が知り、または知りうべかりし日から新たに計算する。

原告が訴訟を提起する際に、訴えの対象となった独占行為がすでに継続して 2 年間以上を超える場合、被告が訴訟時効期間の超過との抗弁を提出したときは、損害賠償の請求期間は原告が裁判所に起訴した日から遡って 2 年間とする。

Sidley Austin LLP は、シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、ダラス、ロンドン、香港、シンガポールおよびシドニー以外の当事務所のオフィスを拠点とするデラウェア州の有限責任事業組合（以下、LLP）であり、イリノイ州の(LLP)である Sidley Austin LLP（シカゴ）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（NY）LLP（ニューヨーク）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（CA）LLP（ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、Los Angeles, San Francisco, Palo Alto）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（TX）LLP（ダラス、ヒューストン）、デラウェア州の別個の有限責任事業組合（LLP）である Sidley Austin LLP（ロンドン）、デラウェア州の別個の LLP である Sidley Austin LLP（シンガポール）、ニューヨーク州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（香港）、外国法事務弁護士により構成され、外国法に関する業務のみ行なうデラウェア州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（シドニー）、そして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業（Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise）（東京）などの他のパートナーシップと提携関係にあります。ここでは、これらの提携パートナーシップをまとめて Sidley Austin（シドリーオースティン）、Sidley（シドリー）、または当事務所と表記しております。